

死亡後の手続きチェックリスト

期限のある手続き一覧						
手続きの	手続済	期限	手続・届出書類	提出先	必要書類等	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日から7日以内	死亡届	市区町村役場	①死亡診断書または死体検案書 ②届出人の印鑑(任意)	死亡届と火葬・埋葬許可申請は同時に行います。通常は葬儀屋が提出を代行してくれます。 火葬・埋葬許可は、火葬等の日時・場所が決まってから申請します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		火葬・埋葬許可申請書	市区町村役場	①申請者の印鑑(任意)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日から10日以内 (国民年金は14日以内)	年金受給権者死亡届	①厚生年金等を受給していた場合は年金事務所または年金相談センター ②国民年金のみ受給していた場合は市区町村役場	①亡くなった方の年金証書 ②亡くなった方の死亡の事実を明らかにできる書類(戸籍抄本、死亡診断書または死体検案書)のコピー等	年金は受給者が亡くなった月の分まで支給されるため、生計同一であった親族は、その期間分の年金(未支給年金)を請求できます。 未支給年金の請求期限は、死亡日の翌日から5年以内ですが、年金受給権者死亡届の提出と同時に請求することをおすすめします。 ※亡くなった方と生計同一でなかった親族や上記の請求権者が存在しないときは、同居人や親戚が、年金受給権者死亡届のみを提出します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日から14日以内	国民健康保険資格喪失届	市区町村役場	①亡くなった方の国民健康保険被保険者証(世帯主が亡くなった場合は世帯全員分) ②高齢受給者証(亡くなった方が70歳~74歳の場合) ③死亡の事実を証明するもの(死亡診断書または死体検案書のコピーなど)	亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		後期高齢者医療保険資格喪失届	市区町村役場	①亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証 ②亡くなった方の限度額適用・標準負担額減額認定証 ③亡くなった方の特定疾病療養受療証書(該当者のみ)	亡くなった方が75歳以上の場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		介護保険資格喪失届	市区町村役場	①亡くなった方の介護保険被保険者証 ②亡くなった方の介護保険負担割合証(要介護・要支援認定を受けた方のみ) ③亡くなった方の介護保険負担限度額認定証(認定を受けた方のみ)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日から1か月以内	雇用保険受給者資格証の返還	ハローワーク	①亡くなった方の雇用保険受給資格者証 ②死亡の事実がわかる書類(死亡診断書または死体検案書) ③亡くなった方の住民票除票	亡くなった方が雇用保険を受給していた場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続の開始を知った日から3か月以内	相続放棄申述受理申立て	亡くなった方の住所地を管轄する家庭裁判所	①亡くなった方の除籍(戸籍)謄本 ②亡くなった方の住民票除票 ③申述人の戸籍謄本	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続の開始を知った日の翌日から4か月以内	準確定申告	税務署	①確定申告書 ②亡くなった方の源泉徴収票 ③亡くなった方の控除証明書 ④亡くなった方の医療費の領収書 ⑤所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表	相続人の数や還付金の相続方法によっては、次の書類が必要です。 ・申告書付表 ・委任状
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続の開始を知った日の翌日から10か月以内	相続税の申告	税務署	①亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等 ②相続人全員の戸籍謄本 ③相続人全員の印鑑証明書 ④遺言書または遺産分割協議書のコピー ⑤相続財産(積極財産・消極財産)やみなし相続財産(生命保険金・死亡退職金)に関する資料	亡くなった方が死亡に保有していた財産により、必要書類が異なります。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続開始や遺贈等を知った日から1年以内	遺留分侵害額請求	遺留分侵害者または家庭裁判所・地方裁判所	①亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 ②相続人全員の戸籍謄本 ③遺言書写しまたは遺言書の検認調書謄本の写し ④遺産の内容や評価額を明らかにする資料（不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳の写しまたは残高証明書、有価証券写し、債務の額に関する資料など）	請求方法により必要書類が異なります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	葬祭または埋葬を行った日の翌日または死亡日の翌日から2年以内	葬祭費・埋葬費（埋葬料）の請求	葬祭費：市区町村役場 埋葬費(埋葬料)：年金事務所・健康保険組合	①亡くなった方の保険証 ②死亡の事実が確認できるもの（火葬許可証、死亡診断書のコピー、戸籍抄本等） ③申請者が葬祭を行ったことが確認できるもの（葬祭費用の領収書など） ④申請者の本人確認資料（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） ⑤申請者の預貯金通帳	※埋葬費（埋葬料）を請求する場合は、亡くなった方の勤務先事業主の証明を受けることで、書類の添付を省略できることもあります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡した日の翌日の翌日から2年以内	葬祭料の請求	所轄労働基準監督署長	次のいずれかの書類一つ ①死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写し ②市町村長が証明する死亡届書記載事項証明書 ③労働者の死亡事実及び死亡年月日を証明できる書類（戸籍抄本等）	業務または通勤災害により亡くなった労働者の遺族が葬儀を行った場合は、葬祭料を請求できます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	診療を受けた月の翌月1日から2年以内	高額療養費の申請	市区町村役場	①高額療養費支給申請書 ②亡くなった方の保険証 ③医療機関発行の領収書 ④申請者と亡くなった方との続柄を証明できる戸籍謄本の写し ⑤申請者の預貯金通帳等	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日の翌日から2年以内	死亡一時金の請求	市区町村役場または年金事務所・年金相談センター	①亡くなった方の年金手帳 ②亡くなった方の住民票除票 ③請求者のマイナンバーカードまたは通知カード ④請求者の世帯全員の住民票 ⑤亡くなった方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ⑥生計同一関係に関する申立書 ⑦請求者の預金通帳等	国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けるとなく亡くなったときに請求できます。 請求できる人は、亡くなった方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の中で優先順位が高い方です。 寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日から3年以内	生命保険金の受取り	保険会社	①死亡保険金請求書（保険会社指定） ②被保険者の戸籍謄本または住民票 ③受取人の戸籍謄本 ④受取人の本人確認書類 ⑤死亡診断書または死体検案書 ⑥保険証券 など	保険会社によって必要書類が異なりますので、事前確認が必要です。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		遺族年金の請求	市区町村役場または年金事務所・年金相談センター	①亡くなった方の年金手帳 ②亡くなった方の住民票除票 ③請求者のマイナンバーカードまたは通知カード ④請求者の世帯全員の住民票 ⑤亡くなった方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ⑥請求者及び子の収入が確認できる書類 ⑦請求者の預金通帳等 ⑧死亡診断書または死体検案書等のコピー	死亡の原因が第三者行為の場合や、他の公的年金から年金を受けているときは、追加で書類が必要になります。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡日の翌日から5年以内	寡婦年金の請求		①亡くなった方の年金手帳 ②亡くなった方の住民票除票 ③請求者のマイナンバーカードまたは通知カード ④請求者の世帯全員の住民票 ⑤亡くなった方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ⑥請求者の収入が確認できる書類 ⑦請求者の預金通帳等	死亡の原因が第三者行為の場合や、他の公的年金から年金を受けているときは、追加で書類が必要になります。死亡一時金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		遺族（補償）年金・遺族（補償）一時金の請求	所轄労働基準監督署長	①死亡診断書または死体検案書のコピー ②亡くなった方と請求者の続柄が確認できる書類（戸籍謄本等） ③生計維持関係を証明する書類 ④他の年金を受けている場合はそれを証明する書類等	業務または通勤災害により亡くなった労働者と生計維持関係のあった配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち最上位者は、遺族（補償）年金・遺族（補償）一時金を請求できます。ただし、労働者の死亡時に年齢要件や障害要件を満たす必要があります。

ライフラインや各種サービスの変更手続き

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		手続き	届出先	必要書類等	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適時	公共料金の解約・名義変更等	電力会社、水道局、ガス会社	名義変更届等	名義変更手続きはインターネット上で完結できることもあります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		固定電話・携帯電話の解約・契約承継	電話会社	①契約者が亡くなったことがわかる資料（死亡診断書等のコピー、戸籍抄本等） ②亡くなった方と相続人の続柄がわかる戸籍謄本等 ③手続きをする方の本人確認書類	電話会社によって必要書類や解約手続きの方法が異なります。あらかじめ問い合わせましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		インターネット契約の解約・名義変更等	プロバイダー	①契約者が亡くなったことがわかる資料（死亡診断書等のコピー、戸籍抄本等） ②亡くなった方と相続人の続柄がわかる戸籍謄本等 ③手続きをする方の本人確認書類	解約の場合は、モデム等を返還する必要があります。プロバイダーによって必要書類や手続きが異なります。あらかじめ問い合わせましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		賃貸借契約の解除	地主・家主	解除通知書等	賃貸借契約を解除する場合は、共同相続人の過半数の同意をもって、解除を決定し、賃借人に対し、過半数で解除を決定したことを通知し、解除する必要があります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運転免許証の返納	警察署または運転免許センター	①亡くなった方の運転免許証 ②死亡の事実が確認できるもの（死亡診断書等のコピー、戸籍抄本等）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		自動車保険の解約	保険会社	①クレジットカード ②死亡の事実が確認できるもの（死亡診断書等のコピー、戸籍抄本等）	保険会社に連絡して、所定の書類や必要書類の案内を送付してもらいます。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		クレジットカードの解約	クレジットカード会社	カード会社によって異なります。	クレジットカード会員死亡の旨をカード会社に連絡し、必要書類等を案内してもらいます。

相続に関する手続き

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		手続き	相談先・届出先等	必要書類等	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		相続人調査	弁護士、司法書士、行政書士等	①亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 ②相続人全員の戸籍謄本・住民票 ③相続放棄申述受理証明書等（該当する場合）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		相続財産調査	弁護士、司法書士、行政書士等	①不動産登記簿謄本 ②預貯金通帳 ③有価証券の取引残高報告書 ④保険証券 ⑤自動車検査証 ⑥借入残高証明書 など	亡くなられた方が死亡当時保有していた財産によって、必要書類が異なります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		遺言書の検認	家庭裁判所	①亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 ②相続人全員の戸籍謄本 ③遺言書	相続人の順位により、必要書類が異なります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出を求められます。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		遺産分割協議	相続人間 弁護士・司法書士または家庭裁判所等	① 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等 ② 被相続人の住民票又は戸籍の附票 ③ 相続人全員の戸籍謄本 ④ 相続人全員の住民票 ⑤ 遺言書の写し（遺言書がある場合） ⑥ 遺産に関する資料一切 など	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適時	預貯金の相続手続き	金融機関	①金融機関所定の書式 ②亡くなった方の預貯金通帳・証書 ③亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 ④相続人の戸籍謄本 ⑤相続人全員の実印・印鑑証明書 ⑥遺言書または遺産分割協議書 ⑦調停調書謄本・審判書謄本及び確定証明書（該当する場合）	金融機関により必要書類が異なることがあります。あらかじめ問い合わせましょう。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		不動産の相続手続き※	法務局	① 亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本等 ② 相続人全員の戸籍謄本 ③ 相続人全員の住民票 ④相続人全員の印鑑証明書 ⑤ 遺言書または遺産分割協議書 ⑥ 相続関係説明図 ⑦委任状 など	※令和6年4月1日より相続登記が義務化されます。相続開始があったことを知り、かつ、不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に登記申請しなければなりません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		自動車の相続手続き	陸運局	①亡くなった方の死亡の記載がされている書類（戸籍または除籍謄本、住民票の除票など） ②相続人全員の戸籍謄本 ③遺産分割協議書 ④相続人代表者の印鑑証明書 ⑤自動車検査証 など	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		有価証券等の相続手続き	証券会社	①各証券会社・株式発行会社等所定の書式 ②亡くなった方の出生から死亡までのすべての戸籍謄本 ③遺言書または遺産分割協議書 ④ 相続人全員の印鑑証明書 など	証券会社によって必要書類が異なることがあります。あらかじめ問い合わせましょう。